

令和7年第10回本部町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和7年12月16日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 議	令和7年12月19日	午前10時00分
	閉 会	令和7年12月19日	午前10時54分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 13 名 欠 席 1 名 欠 員 0 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	島 袋 恵	出	9	真 部 卓 也	出
2	松 本 一 也	〃	10	伊 良 波 勤	〃
3	松 田 大 輔	〃	11	具 志 堅 正 英	〃
5	山 川 竜	〃	12	仲 宗 根 須 磨 子	〃
6	小 橋 川 健	〃	13	喜 納 政 樹	〃
7	長 濱 功	〃	14	座 間 味 栄 純	〃
8	仲 程 清	欠	15	具 志 堅 勉	〃

※ 会議録署名議員

11番	具 志 堅 正 英	12番	仲 宗 根 須 磨 子
-----	-----------	-----	-------------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	副 町 長	上 原 正 史
教 育 長	喜 納 す え 子	住 民 生 活 統 括 監	仲 宗 根 章
産 業 振 興 統 括 監	並 里 力	総 務 課 長	宮 城 健
住 民 課 長	大 城 尚 子	福 祉 課 長	渡 久 地 政 克
健 康 づ くり 推 進 課 長	大 濱 兼 愛	子 育 て 支 援 課 長	松 田 武
企 画 商 工 観 光 課 長	喜 納 政 国	建 設 課 長	渡 久 地 要
農 林 水 産 課 長	平 安 山 良 信	上 下 水 道 課 長	知 念 毅
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 城 睦	教 育 委 員 会 事 務 局 長	安 里 孝 夫

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	崎 原 誠	主 任 主 事	與 那 嶺 卓
---------	-------	---------	---------

議 事 日 程

12月19日（火） 4 日目

日程番号	議案番号	件 名
1	議案第53号	本部町犯罪被害者等支援条例の制定について (審議・採決)
2	議案第54号	本部町行政財産使用料条例の制定について (審議・採決)
3	議案第55号	本部町公共施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について (審議・採決)
4	議案第56号	本部町農村公園施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について (審議・採決)
5	議案第57号	伊野波コミュニティ供用施設の指定管理者の指定について (審議・採決)
6	議案第58号	渡久地コミュニティ供用施設の指定管理者の指定について (審議・採決)
7	議案第59号	並里コミュニティ供用施設の指定管理者の指定について (審議・採決)
8	議案第60号	大浜コミュニティ供用施設の指定管理者の指定について (審議・採決)
9	議案第61号	嘉津宇コミュニティーセンターの指定管理者の指定について (審議・採決)
10	議案第62号	古島集落センターの指定管理者の指定について (審議・採決)
11	議案第63号	新里コミュニティーセンターの指定管理者の指定について (審議・採決)
12	議案第64号	大堂集落センターの指定管理者の指定について (審議・採決)

日程番号	議案番号	件名
13	議案第65号	本部町立具志堅地区公民館の指定管理者の指定について (審議・採決)
14	議案第66号	本部町立謝花地区公民館の指定管理者の指定について (審議・採決)
15	議案第67号	本部町立浦崎地区公民館の指定管理者の指定について (審議・採決)
16	議案第68号	本部町立東地区公民館の指定管理者の指定について (審議・採決)
17	議案第69号	本部町立浜元地区公民館の指定管理者の指定について (審議・採決)
18	議案第70号	本部町立谷茶地区公民館の指定管理者の指定について (審議・採決)
19	議案第71号	伊豆味農村公園の指定管理者の指定について (審議・採決)
20	議案第72号	崎本部農村公園の指定管理者の指定について (審議・採決)
21	議案第73号	謝花農村公園の指定管理者の指定について (審議・採決)
22	議案第74号	大嘉陽農村公園の指定管理者の指定について (審議・採決)
23	議案第75号	本部町地域福祉センターの指定管理者の指定について (審議・採決)
24	議案第76号	もとぶ放課後児童クラブの指定管理者の指定について (審議・採決)
25	議案第77号	本部町水納島海浜施設の指定管理者の指定について (審議・採決)

日程番号	議案番号	件名
26	議案第78号	本部町伊豆味みかんの里総合案内所施設の指定管理者の指定について (審議・採決)
27	議案第79号	本部町花き集出荷施設の指定管理者の指定について (審議・採決)
28	議案第80号	もとぶ文化交流センターの指定管理者の指定について (審議・採決)
29	議案第81号	本部町体育施設の指定管理者の指定について (審議・採決)
30	議案第82号	権利の放棄について (審議・採決)
31	議案第84号	令和7年度本部町水道事業会計補正予算について (審議・採決)
32	議案第85号	令和7年度本部町下水道事業会計補正予算について (審議・採決)
33	議案第86号	令和7年度本部町一般会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
34	請願第1号	エコツーリズム推進法を活用した持続可能な観光地作りに関する請願書 (採決)
35	決議第3号	エコツーリズム推進法を活用した持続可能な観光地作りに関する要請決議 (議案説明・審議・採決)
36	報告第5号	産業建設常任委員会所管事務調査報告 (報告)
37		産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査申出

○ 議長 具志堅 勉 これから本日の会議を開きます。 開 議（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．議案第53号 本部町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第53号について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第53号は、原案のとおり可決されました。

日程第2．議案第54号 本部町行政財産使用料条例の制定についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第54号について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第54号は、原案のとおり可決されました。

日程第3．議案第55号 本部町公共施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第55号について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第55号は、原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第56号 本部町農村公園施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第56号について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第56号は、原案のとおり可決されました。

日程第5．議案第57号 伊野波コミュニティ供用施設の指定管理者の指定についてから日程第12．議案第64号 大堂集落センターの指定管理者の指定についての議案は一括議題となっています。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決を行います。採決については議案ごとに行います。

議案第57号について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第57号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第58号について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第58号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第59号について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第59号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第60号についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第60号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第61号についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第61号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第62号についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第62号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第63号についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第63号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第64号についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第64号は、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第65号 本部町立具志堅地区公民館の指定管理者の指定についてから日程第18. 議案第70号 本部町立谷茶地区公民館の指定管理者の指定についての議案は一括議題となります。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決を行います。採決については議案ごとに行います。

議案第65号についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第65号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第66号についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第66号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第67号についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第67号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第68号についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第68号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第69号についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第69号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第70号についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第70号は、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第71号 伊豆味農村公園の指定管理者の指定についてから日程第22. 議案第74号 大嘉陽農村公園の指定管理者の指定についての議案は一括議題となっています。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決を行います。採決については議案ごとに行います。

議案第71号についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第71号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第72号についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第72号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第73号についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第73号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第74号についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第74号は、原案のとおり可決されました。

日程第23. 議案第75号 本部町地域福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第75号についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第75号は、原案のとおり可決されました。

日程第24. 議案第76号 もとぶ放課後児童クラブの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第76号についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第76号は、原案のとおり可決されました。

日程第25. 議案第77号 本部町水納島海浜施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。1番 島袋 恵議員。

○ 1番 島袋 恵 水納島海浜施設というのが位置が6276の2となっておりますが、水納島海

浜施設というのは、棧橋から降りて真っすぐ行って左側のその一つだけになるのか。トイレも右側のトイレも含んでいるのかお聞かせください。

○ 議長 具志堅 勉 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 喜納政国 ご説明いたします。

今回上げております水納島海浜施設というのは、港下りてシャワー施設の右手のことです。あちらの施設のことになります。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第77号についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第77号は、原案のとおり可決されました。

日程第26. 議案第78号 本部町伊豆味みかんの里総合案内所施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第78号についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第78号は、原案のとおり可決されました。

日程第27. 議案第79号 本部町花き集出荷施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第79号についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第79号は、原案のとおり可決されました。

日程第28. 議案第80号 もとぶ文化交流センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第80号についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第80号は、原案のとおり可決されました。

日程第29. 議案第81号 本部町体育施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第81号についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第81号は、原案のとおり可決されました。

日程第30. 議案第82号 権利の放棄についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第82号について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第82号は、原案のとおり可決されました。

日程第31. 議案第84号 令和7年度本部町水道事業会計補正予算についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。1番 島袋 恵議員。

○ 1番 島袋 恵 この詳細補正予算の計画の中に、補正予算資本的収入1億5,600万円、そして企業債7,800万円、この1億5,600万円と7,800万円は今後どういったことに使われるのか教えてください。

○ 議長 具志堅 勉 上下水道課長。

○ 上下水道課長 知念 毅 説明いたします。

現在行っております新浄水場の建設工事のほうに使用していく予定であります。具体的な内容としましては、ろ過地1号、ろ過地2号、ろ過地3号、ろ過地4号の躯体建設費に充てたいと思っております。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第84号についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第84号は、原案のとおり可決されました。

日程第32. 議案第85号 令和7年度本部町下水道事業会計補正予算についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。1番 島袋 恵議員。

○ 1番 島袋 恵 補正の額が1,300万円という内容になって、それが処理場整備費となっておりますが、その1,300万円の使い道を教えてください。

○ 議長 具志堅 勉 上下水道課長。

○ 上下水道課長 知念 毅 説明いたします。

今年度発注予定をしております浄化センターの改築工事に係る予定の予算となっております。本年度当初予算にて5億円を地方創生交付金、いわゆるデジタル田園都市国家構想交付金で予算組みをしておりました。その補正予算の補助率55%と見込んでおりました。設計を進んで発注に向かっていく段階で国県との調整を行いまして、その中で施設のうち直接汚水処理に係る分に関しましては55%、その他廊下、会議室、トイレ等に係る分に関しましては50%という住み分けが

必要だという形の指摘がございました。それによりまして、一部が50%に下がりましたのでその差額が生じております。その差額の分を返還するという手を取らずに今後発生してくる工事に充当するために予算支出額を上げて組み入れを行っているものでございます。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第85号についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第85号は、原案のとおり可決されました。

日程第33. 議案第86号 令和7年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 宮城 健 それでは議案第86号説明いたします。議案第86号 令和7年度本部町一般会計補正予算について。令和7年度本部町一般会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和7年12月19日提出、本部町長 平良武康。

次の次のページをお願いいたします。令和7年度本部町一般会計補正予算(第5号)となります。令和7年度本部町一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の補正後の総額は、歳入歳出にそれぞれ1,386万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ112億2,194万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

ページをめくりまして、3枚のめくりをお願いいたします。一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。今回の補正の内容を説明いたします。下の表、歳出でございます。下の表をご覧ください。

7款商工費686万2,000円でございます。こちらは本部物価高騰対策商品券事業で商品券制作業務の委託料、それから対象者の抽出業務の委託料、それと会計年度任用職員の雇用を計上してあります。

その下の9款消防費700万円でございます。こちらは災害時等観光客避難支援事業として防災備蓄品を整備するものとなっております。上の表をご覧ください。

16款国庫支出金686万2,000円は先ほど説明しました商品券事業に関するもので重点支援地方交付金分となっております。

17款県支出金も先ほど説明しております防災備蓄品を整備するもので、こちらは災害時観光避難支援事業補助金を活用しているものでございます。いずれも10分の10の補助金となっております。

す。以上で説明を終わります。

○ 議長 具志堅 勉 これから質疑を行います。質疑ありませんか。5番 山川 竜議員。

○ 5番 山川 竜 商工振興費、商品券の制作業務ということなのですが、まずマイナンバーを今普及を取り入れているところで、このマイナンバーを活用した商品券を制作するのではなくて、何かポイントとか、そういったところで物価高騰対策というのが打てないのかというのをまずお伺いをいたします。

○ 議長 具志堅 勉 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 喜納政国 ご説明いたします。

マイナンバーにつきましては、今マイナンバーカードを持っている人、持っていない人もいらっしゃるしまして、高齢者等になりますとちょっとポイントとかそういったのが使いづらいのかなという面もありまして、今回は商品券ということで今検討しているところでございます。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 5番 山川 竜議員。

○ 5番 山川 竜 関連しての質問ですので、ちょっとマイナンバーを掘り下げさせてください。マイナンバーの進捗ですね、町民がどの程度普及をしているのかということとちょっと知りたいのと、あとマイナンバーが今後普及していく中でこういう物価高騰対策のような商品券に代わる対策というのはマイナンバーに移行されていくのかどうかというのもちょっとお伺いをしたいと思います。

○ 議長 具志堅 勉 住民課長。

○ 住民課長 大城尚子 マイナンバーの令和7年11月末時点の保有率については本部町64.6%となっております。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 喜納政国 ご説明いたします。

今後マイナンバーが普及していった場合は商品券ですと、この印刷したりとかそういった業務も出てくるものですから、より使いやすいといえますか、迅速に対応できるようなそういうポイントも検討していきたいと考えております。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 ほかに質疑ありませんか。2番 松本一也議員。

○ 2番 松本一也 商品券の印刷ということでありませけれども、少しだけ聞かせてください。その商品券を配布する対象者はどなたなのか、一人当たりお幾らぐらいなのか。それと配布方法を教えてください。

○ 議長 具志堅 勉 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 喜納政国 ご説明いたします。

対象につきましては、本部町に住民登録がある住民全員を考えております。あとは金額につきましては国のほうから今回の交付金の物価高騰対策ということの規模感ということで、一人当たり3,000円ということで規模感ということで出されているのですけれども、市町村によってこれ

を手厚くするのは構わないということになっておりますので、本部町に配分される交付金の額とその他の事業との兼ね合いも見て金額をこれから決定していきたいと考えております。あと方法につきましては、令和5年度にコロナ関係の物価対策の商品券がございました。それと同じような感じでこちらから各世帯主にはがきの交換書を、そちらを配布してそれを商品券と交換してもらおうという形を考えております。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 2番 松本一也議員。

○ 2番 松本一也 一人当たり3,000円を予定していると、それに上乗せということも考えられるということですが、これは単費で追加するのかどうか、それと配布なのですから、別途としていつ頃になるのかをお願いします。

○ 議長 具志堅 勉 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 喜納政国 ご説明いたします。

交付金の範囲内ですので上乗せされた分、単費ではなくて交付金で賄える範囲でということでご検討しております。あとは配布時期なのでありますが、これからちょっといろいろ作業がございまして、対象者の整理、名簿作成、商品券の作成、はがきの作成等々ございますので、あとは店舗の登録等もございまして、最短で4月の頭ぐらいにははがきを発送してそれから使えるようにしたいと考えております。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 ほかに質疑ありませんか。14番 座間味栄純議員。

○ 14番 座間味栄純 今の商品券の件ですが、これを配布した後、町内の商店に限るのか、それとも県内どこでも商店に使えるのか、その辺をちょっと伺いたしたいと思います。

○ 議長 具志堅 勉 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 喜納政国 ご説明いたします。

基本的に町内の商店、飲食店と小売店等を考えております。町内事業者の支援ということもございまして、大型店舗につきましてはスーパーとか、そういったものについてはコロナ交付金のときもそうだったのでありますが、そこは外して今ちょっと考えております。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 ほかに質疑ありませんか。14番 座間味栄純議員。

○ 14番 座間味栄純 教育費の中で、今回乗用型の草刈り機の購入ということですが、これは希望すれば町内の学校、小中高全てで使えるのか。

○ 議長 具志堅 勉 今、補正予算その分野ではないですね。後ほどまた改めてよろしく申し上げます。ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第86号についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第86号は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩 (午前10時40分)

再開します。

再 開 (午前10時45分)

日程第34. 請願第1号 エコツーリズム推進法を活用した持続可能な観光地作りに関する請願書についてを議題とします。

お諮りします。本案は採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、請願第1号は採択されました。

日程第35. 決議第3号 エコツーリズム推進法を活用した持続可能な観光地作りに関する要請決議を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。3番 松田大輔議員。

○ 3番 松田大輔 決議第3号、令和7年12月19日、本部町議会議長 具志堅 勉殿。提出者、本部町議会議員 松田大輔。賛成者、本部町議会議員 山川 竜。賛成者、真部卓也。エコツーリズム推進法を活用した持続可能な観光地作りに関する要請決議。上記の決議を、別紙のとおり本部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

エコツーリズム推進法を活用した持続可能な観光地作りに関する要請決議。時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。貴職におかれましては平素より公平公正な行財政運営にご尽力されている事に対し深く敬意を表します。

コロナ禍が終わり本県に流入する観光客も堅調に推移しており、本町へ訪れる観光客が増加してきていることから、自然を生かしたアクティビティーをはじめとした観光に関する様々な需要が増えて行くことが見込まれています。同時に「自然や生活環境に対する配慮、安全性、顧客に対するサービス品質が低い事業者」が流入することにより、事故の増加、自然環境・生態系の破壊や住民生活への悪影響等が懸念されます。

本町には豊かな自然環境、地域・観光資源が多くあることから国内外の観光客の増加を見越し様々な事業者が本町に流入しつつあり、今後ますます増えて行くことが予想されます。現に町内の一部地域では、住民が生活している集落内に多くの観光客と事業者が集中しているオーバーツーリズム状態にあります。

本町の持続可能な観光の実現に向けて実効性のあるルールを策定する必要があります。以上のことから下記の事項について実施、検討されるよう要請致します。

記、・エコツーリズム推進法を導入する為の協議会、または準備室の設置。・全体構想の策定・実態把握とルール作りに向けた各種調査の実施。

以上、決議する。宛先、本部町長。以上です。請願決議ありがとうございます。

○ 議長 具志堅 勉 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。討論を終わります。

これから決議第3号についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。決議第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第36. 報告第5号 産業建設常任委員会所管事務調査報告についてを議題とします。

会議規則第75条の規定により、申出のあった閉会中の継続調査について産業建設常任委員長よりその報告書が提出されております。

産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。3番 松田大輔議員。

○ 3番 松田大輔 報告第5号、令和7年12月19日、産業建設常任委員会所管事務調査報告書。産業建設常任委員会委員長 松田大輔。本委員会は、次の事件について調査を終了したので、本部町議会会議規則第77条の規定により結果を、下記のとおり報告します。

記、1. 調査期間、令和7年6月19日から令和7年12月17日。委員会開催日、令和7年9月16日、令和7年10月29日、令和7年11月28日、令和7年12月17日。2. 事件、都市計画マスタープラン（都市公園等の整備促進について）。3. 調査概要、本町の公園、緑地等の住民が憩える場所の実態等を調査し、住民ニーズに十分応えられる状況にあるか、今後新たな公園整備や住民の憩い場所づくりの必要性について調査いたしました。4. 総括、本町の公園、緑地等の実態について。本町の都市公園、緑地等の実態は住区基幹公園である谷茶公園1.7ヘクタール、広域公園である公営公園沖縄海洋博覧会地区71.6ヘクタールがあり一人当たりの公園面積は1人当たり50平米を超えており、これは全国平均の一人当たり約10平米を大きく上回っているが国営公園を除く一人当たりの面積は約1.3平米になります。都市公園法運用指針によると都市公園は一つの市町村区域内では住民一人当たり標準で5平米とされ、これに満たない状況であります。

住民ニーズについて、町当局は令和6年度に策定した子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり子育て世代や関係機関等にニーズ調査、ヒアリングを実施した結果、公園や遊び場など住民に身近な憩い交流の場所が不足している等の意見が多数寄せられております。

本部町都市計画マスタープランについて、都市計画マスタープランにおいても住民一人当たり公園面積の不足が挙げられ、市街地における街区公園の整備の必要性や農村公園の利活用促進、地域に残る御嶽や拝所、井泉（カー）の保全・整備について検討するとされております。

調査結果、以上のことから、本町では住民一人当たりの公園面積が不足しており、実際多くの住民が身近な憩いの場所が不足していると感じております。

このような町民ニーズがあり、実際に身近な公園が不足しているなか、課題解決をはかるため

未利用の町・字有地の活用または私有地の取得も検討し、身近で住民が心豊かに憩い交流できる場所づくりが必要です。

しかし、公園等の整備について町単独の予算で実施することは困難であることから適用可能な補助事業について今後調査し公園等整備について取り組む必要があると考えます。

以上、報告いたします。

○ 議長 具志堅 勉 委員長報告は終わりました。

これで報告第5号の報告を終わります。

日程第37. 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

産業建設常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしたとおり閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、令和7年第10回本部町議会定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

本定例会に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和7年第10回本部町議会定例会を閉会します。

閉 会 (午前10時54分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

本部町議会議長 具志川 勉

本部町議会議員 具志堅 正 英

本部町議会議員 仲宗根 須磨子